

議案第21号

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、事業者による業務継続計画の策定に係る措置等を定め、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の運営基準等を変更するとともに、規定の整備を図る必要があるため、本案を提出する。

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部
を改正する条例

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成25年3月世田谷区条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第206条」の次に「・第207条」を加える。

第3条中「申請」の次に「を行う場合」を加える。

第4条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第5項第1号中「第153条第12項」を「第48条第4項第1号及び第153条第12項」に改め、同項第2号中「いう」の次に「。第48条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「いう」の次に「。第48条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「いう」の次に「。第48条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「第65条第1項」を「第48条第4項第5号、第65条第1項」に改め、同項第6号中「第65条第1項」を「第48条第4項第6号、第65条第1項」に改め、同項第7号中「第65条第1項」を「第48条第4項第7号、第65条第1項」に改め、同項第8号中「いう。」の次に「第48条第4項第8号及び」を加える。

第32条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第33条に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第33条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第33条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制において早期に業務を再開することを目的とする計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第34条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第35条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「この項」の次に「及び次項」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 介護・医療連携推進会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、これを行うことができるものとする。この場合において、利用者又はその家族（以下この項、第60条の17第2項及び第88条第2項において「利用者等」という。）が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第48条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 前項本文の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、随時訪問サービスに従事することができる。

7 第1項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者は、前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に、「との」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「区長が地域の実情を勘案し、適切と認める範囲内において、当該指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、区長が地域の実情を勘案し、適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪

問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第57条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第58条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第60条中「第34条から第39条まで、第41条及び第42条」を「第33条の2から第39条まで及び第41条から第42条まで」に改め、「第20条」の次に「第33条の2第2項」を加え、「第34条第1項及び第35条」を「第34条第1項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改める。

第60条の9第4号及び第60条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第60条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の13第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第60条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保

する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第60条の15に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第60条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「規則で定める措置を講じ」に改める。

第60条の17第1項中「この項」の次に「及び次項」を加え、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。この場合において、利用者等が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第60条の19第2項第5号中「第60条の17第2項」を「第60条の17第3項」に改める。

第60条の20前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第35条から第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「第60の12」を「第60条の12」に、「第35条」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改める。

第60条の20の3前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第35条から第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「第35条に」を「第35条第1項に」に、「と、第35条」を「と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に、「第60条の10第5項及び第60条の13第3項」を「第60条の10第5項並びに第60条の13第3項及び第4項」に、「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第60条の21中「前款」を「第4款」に改める。

第60条の34中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。)」を加える。

第60条の37第2項第6号中「第60条の17第2項」を「第60条の17第3項」に改める。

第60条の38前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第35条から第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「第35条」を「第33条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第35条第1項」に改め、「定期巡回・随時対応型訪問看護介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」の次に「、第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を加え、「第60条の13第3項」を「第60条の13第3項及び第4項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

第62条第1項中「この条」を「この項」に改める。

第66条第2項中「第83条第7項」の次に「、第111条第9項」を加える。

第67条第1項ただし書中「は、規則で定める職務に従事することができるものとする」を「であって、規則で定めるときは、この限りでない」に改める。

第74条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条第2項第5号中「第60条の17第2項」を「第60条の17第3項」に改める。

第81条前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第35条から第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「第35条」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に、「第60条の13第3項」を「第60条の13第3項及び第4項」に改める。

第83条第6項の表1の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表2の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第84条第3項中「第112条第2項」を「第112条第3項」に改める。

第88条中「会議をいう」の次に「。次項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

2 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。この場合において、利用者等が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第101条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第102条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると区が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、区が認めた日から区介護保険事業計画（法第117条第1項の規定により区が定める区介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（区が次期の区介護保険事業計画を定めるに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の区介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第108条第2項第8号中「第60条の17第2項」を「第60条の17第3項」に改める。

第109条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に、「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条」を「小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に、「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項」を「小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者」と、第60条の11第2項」に、「第60条の13第3項」を「第60条の13第3項及び第4項」に、「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項」を「小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者」と、第60条の17第1項」に改める。

第111条第1項中「除く。）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加

え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第111条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第72条第1項から第9項まで」を「第72条第1項から第10項まで」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この節において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第112条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第114条第1項中「3以下」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」を加える。

第118条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して、こ

れを行うことができるものとする。) 」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第123条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第124条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第124条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者その他の従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第127条第1項中「いう」の次に「。第176条第1項において同じ」を加える。

第128条第2項第7号中「第60条の17第2項」を「第60条の17第3項」に改める。

第129条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に、「第60条の17第1項から第4項まで」を「第60条の17第1項から第5項まで」に、「介護従業者」と、第35条」を「介護従業者その他の従業者」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に、「介護従業者」と、第60条の11第2項」を「介護従業者その他の従業者」と、第60条の11第2項」に、「介護従業者」と、第103条」を「介護従業者その他の従業者」と、第103条」に改める。

第139条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して、こ

れを行うことができるものとする。) 」を加える。

第146条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第147条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第147条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第149条第2項第8号中「第60条の17第2項」を「第60条の17第3項」に改める。

第150条前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に、「第60条の17第1項から第4項まで」を「第60条の17第1項から第5項まで」に改め、同条後段中「第35条」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改める。

第153条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号に掲げる栄養士及び管理栄養士のいずれも置かないことができる。

第153条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第153条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第153条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第159条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）」を加える。

第160条第12項中「第2項から第8項まで」を「第2項から第9項まで」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第11項を第12項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。この場合において、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。

第165条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（^{くう}口腔衛生の管理）

第165条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の^{くう}口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、^{くう}口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた^{くう}口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第170条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第171条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介

護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第171条に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第178条第2項第7号中「第60条の17第2項」を「第60条の17第3項」に改める。

第179条前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を加え、「第60条の17第1項から第4項まで」を「第60条の17第1項から第5項まで」に改め、同条後段中「第35条」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改める。

第182条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 1の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、

(イ)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

第184条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。)」を加える。

第188条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第189条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第189条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人

福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第191条前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を加え、「第60条の17第1項から第4項まで」を「第60条の17第1項から第5項まで」に改め、同条後段中「第35条」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改める。

第193条第11項ただし書中「前項各号」を「第7項各号」に改める。

第203条第2項第10号中「第60条の17第2項」を「第60条の17第3項」に改める。

第204条前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に改め、同条後段中「第35条」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に、「第60条の13第3項」を「第60条の13第3項及び第4項」に、「第88条」を「第88条第1項」に改める。

第206条を第207条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第206条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第13条第1項（第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）、第116条第1項、第137条第1項及び第157条第1項（第191条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によ

り行うことができる。

- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第10条から第14条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則に次の2条を加える。

（指定地域密着型介護老人福祉施設における事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

第15条 令和3年4月1日から起算して6月を経過する日までの間、第177条第1項（第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、当該措置を適切に実施するための担当者を置くよう努めなければ」とする。

（指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第16条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第173条第2項（第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければならぬ」とあるのは、「講ずるとともに、その介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第4条第3項及び第41条の2（改正後の第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第

204条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の第32条、第56条、第60条の12(改正後の第60条の20の3において準用する場合を含む。)、第60条の34、第74条、第101条(改正後の第204条において準用する場合を含む。)、第123条、第146条、第170条及び第188条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるとともに、次に」と、「の重要事項」とあるのは「の重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第33条の2(改正後の第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第33条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第34条第3項(改正後の第60条において準用する場合を含む。)及び第60条の16第2項(改正後の第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条及び第204条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症介護に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第60条の13第3項(改正後の第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条及び第204条において準用する場合を含む。)、第124条第3項、第147条第4項、第171条第3項及び第189条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

6 施行日以後、当分の間、改正後の第182条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、改正後の第153条第1項第3号ア及び第189条第2項に規定する基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 施行日において現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増設され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室であって、この条例による改正前の第182条第1項第1号ア(ウ)Bの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

8 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第165条の2（改正後の第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第165条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生^{くわう}の管理に係る経過措置）

9 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第165条の3（改正後の第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第165条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。